

平成 26 年度 第 1 回岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会 議事録

○ 開催日時

平成 26 年 10 月 21 日 (火) 13 時 30 分～15 時 30 分

○ 場所

岩手県盛岡地区合同庁舎 8 階 大会議室 (盛岡市内丸 11-1)

○ 出席者

委員 (敬称略、五十音順) 28 名中 26 名出席 (代理出席 2 名、欠席 2 名)

阿部 昭博	岩手県立大学ソフトウェア情報学部教授
及川 清隆	社会福祉法人岩手県視覚障害者福祉協会理事長
大信田 康統	社会福祉法人いちご会障がい者相談支援事業所「百万石」所長
太田 和男	公益財団法人岩手県国際交流協会常務理事
太田代 洋一郎	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合専務理事
小笠原 純子	公募委員
岡 正彦	東北福祉大学総合マネジメント学部教授
加藤 隆男	岩手県ボランティア団体連絡協議会会長
加藤 千晶	一般社団法人岩手県医師会 理事
狩野 徹	岩手県立大学社会福祉学部教授
川村 正司	公益社団法人日本オストミー協会岩手県支部事務局長
菊池 英雄	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社総務部企画室長
岸根 ハナ	一般社団法人岩手県建築士事務所協会盛岡支部幹事
久慈 浩介	一般社団法人岩手県 P T A 連合会副会長
佐々木 祐子	岩手県商工会議所連合会女性連合会理事
下澤 邦彦	宮古市保健福祉部長
鈴木 次三	社会福祉法人岩手県身体障害者福祉協会理事
鈴木 一成	公益社団法人岩手県バス協会事務局長
高橋 一夫	公益財団法人岩手県観光協会専務理事 (代理出席 観光振興課長・昆野功)
竹田 美代子	公募委員
谷藤 典男	株式会社岩手日報社編集局次長
千葉 則子	岩手県ホームヘルパー協議会会長
長野 えり子	岩手県歯科医師会理事
鱒沢 久年	紫波町生活部福祉課長
松嶺 貴幸	一般社団法人ランプアップいわて代表理事 (代理出席 理事・千葉隆治)
三浦 拓朗	岩手県障がい者社会参加推進センター事務局長

○ 県側出席者

(事務局)

根子 忠美	保健福祉部長
紺野 由夫	保健福祉部副部長
千田 充	保健福祉部地域福祉課総括課長
滝山 秀樹	保健福祉部地域福祉課生活福祉担当課長
中村 公一	保健福祉部地域福祉課主任主査
高橋 政貴	保健福祉部地域福祉課主事

(関係課)

佐々木 隆	政策地域部地域振興室交通課長
齋藤 昭彦	保健福祉部参事兼長寿社会課総括課長
鈴木 豊	保健福祉部参事兼障がい保健福祉課総括課長
南 敏幸	保健福祉部子ども子育て支援課総括課長

菊池 茂 商工労働観光部観光課主幹兼観光振興担当課長
古舘 理 県土整備部建築住宅課技術主幹兼建築指導担当課長
谷藤 正徳 復興局まちづくり再生課まちづくり再生担当課長
堤 隆 国体・障がい者スポーツ大会局施設課主任主査
伊藤 等 国体・障がい者スポーツ大会局障がい者スポーツ大会課総括課長
三浦 秀行 教育委員会事務局学校教育室指導主事

○ 次第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長及び副会長選任
- 5 議事
 - (1) 平成 26 年度ひとにやさしいまちづくりの取組について
 - (2) ひとにやさしいまちづくり推進指針の見直しについて
 - (3) その他
- 6 その他
- 7 閉会

○ 配布資料

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿（委員名簿）
- ・ 資料 1 平成 26 年度ひとにやさしいまちづくり推進指針関連事業の取組状況
- ・ 資料 2 ひとにやさしいまちづくり推進指針の見直しについて
- ・ 資料 3 「ひとにやさしいまちづくり推進指針」見直し素案の概要について
- ・ 資料 4 「ひとにやさしいまちづくり推進指針」の見直し内容
- ・ 資料 5 「ひとにやさしいまちづくり推進指針」（見直し素案・全文）
- ・ 資料 6 「ひとにやさしいまちづくり推進指針」（見直し素案・新旧対照）

○ 審議経過

1 開会

（滝山担当課長）

事務局の滝山と申します。ただいまから、岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会を開催いたします。

本日は委員 28 名中 26 人の方に御出席いただき、過半数に達しておりますので、ひとにやさしいまちづくり条例第 38 条第 2 項の規定によりまして会議が成立しておりますことを報告いたします。なお会議は公開することとしておりますのでご了承願います。それでは開会にあたりまして岩手県保健福祉部長の根子からご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

（根子部長）

岩手県福祉部長の根子でございます。ひとにやさしいまちづくり推進協議会の開会にあたりましてご挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、お集まり頂きまして大変ありがとうございます。委員の皆さまには日頃からひとにやさしいまちづくり推進の取組を実践して頂き、深く感謝申し上げます。また東日本大震災津波の発生後は、それぞれの立場で被災地の支援に取り組んでおられることに対しまして敬意を表する次第でございます。

さて、本協議会は、「ひとにやさしいまちづくり」の推進に関し調査審議するため、知事の諮問機関として設置されているものであり、「ひとにやさしいまちづくり」の取組状況について委員の皆様のご意見をいただくため開催しております。「ひとにやさしいまちづくり」につきましても、条例に基づき「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を策定し取組を進めておりますが、今年度は推進指針の見直しの時期となっていることから、指針見直しの素案をお示しし、これについても委員の皆様のご意見をいただきたいと考えております。

現在の推進指針につきましては、平成 21 年度から 26 年度までの取組の具体的な方向を定めているものです

が、この間、東日本大震災津波の発生や、人口減少や少子高齢化の進展、そして、平成28年の国体・全国障害者スポーツ大会の開催決定など、「ひとにやさしいまちづくり」を取り巻く諸状況に変化が生じていることから、これらの変化に対応する視点で見直しを図りたいと考えているものです。

なお、見直しに当たりましては、今年度、推進指針改定検討委員会を設置して、これまで見直し作業を進め、今般素案として取りまとめたものであり、今後、パブリックコメントなどを経たうえで最終案を決定していくものです。

本日は限られた時間ではありますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

3 委員紹介

(名簿の順に紹介)

4 会長及び副会長選任

(滝山担当課長)

次に、会長、副会長の選出に入りたいと思います。

当協議会におきましては、条例第37条第1項の規定によりまして、会長及び副会長を各1名、委員の互選により選出することとされております。選出については、いかがいたしましょうか。

(竹田委員)

事務局案があれば、示していただきたいと思います。

(滝山担当課長)

事務局案というお話がございましたが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(滝山担当課長)

それでは、事務局より御提案させていただきます。前回に引き続きまして、会長は、狩野委員、副会長は大信田委員にお願いしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(滝山担当課長)

それでは御異議ないようでございますので、会長には狩野委員、副会長には大信田委員ということで決定させていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、これ以降の進行につきましては、ひとにやさしいまちづくり条例第37条2項の規定によりまして、会長が会議の議長になることとされておりますので、狩野会長には議長席の方に御移動の上、以降の進行についてよろしくお願いたします。

(狩野会長)

ただいま会長に選出頂きました狩野です。これから皆様方の御協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

5 議事

(狩野会長)

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の(1)平成26年度ひとにやさしいまちづくりの取組について、事務局から説明をお願いします。

(千田総括課長)

地域福祉課総括課長の千田でございます。私の方から平成26年度ひとにやさしいまちづくりに係る取り組みについてご説明を申し上げたいと思います。

資料1のご覧いただきたいと思います。ご存知のとおり、ひとにやさしいまちづくりについては県では地域福祉課が所管してございますが、実際の取組は県の機関全体で多岐にわたるものでございます。ひとにやさしいまちづくり推進指針に基づいて取り組んでおりますが、それぞれの分野で取り組んだ内容を資料1に取りまとめたものでございます。なお、平成26年度についてはまだ途中であるため、実績については平成25年度までの取組状況を中心に説明させていただきます。資料のページ数が多くなっておりますので、かいつまんで説明させていただきますことについて、予めご了承願います。

「1ひとづくり」の「(1)意識啓発の促進」についてですが、「1 ユニバーサルデザイン推進事業」については、平成25年度までの取組状況として、セミナー開催、知事表彰の実施、本推進協議会の運営、ユニバーサルデザイン電子マップ管理運営を行っており、平成26年度は取組状況に「ひとにやさしいまちづくり推進指針の改定」が加わっているということでございます。

「2 障がい者駐車場適正利用促進事業」は、「ひとにやさしい駐車場利用証」を申請により交付し、県と協定を締結した指定駐車施設を優先利用できるようにする制度で、平成25年度まで利用証発行件数は7,148件となっております。

その下の3～5は広域振興局の取組となっております。特に3の沿岸広域振興局の取組は、ひとにやさしいまちづくりの考え方に基づいた被災地の復興まちづくりが進められるようにという趣旨で取り組んでいるものであります。

続いて「(2)学ぶ機会の充実」の「8 いわて特別支援教育推進プラン実践事業」については、「いわて特別支援教育推進プラン」に基づいて、幼稚園から高等学校までのすべての学校において特別支援教育の役割を果たせるようにというもので、平成25年度までの取組状況として、教員研修受講者の割合として、幼・小・中学校で83%、高等学校で96%となっており、26年度には100%にしたいということでございます。

「10 ユニバーサルデザイン学習支援事業」については、県北広域振興局(二戸)の取組であり、管内の小中学校でユニバーサルデザイン学習を支援するというもので、希望調査や講師の斡旋・派遣等に取り組んでおります。

次は、「2 まちづくり」の「(1)まちづくり全体」の「16 ひとにやさしいまちづくり条例に基づく県が新築または新設する特定公共的施設に係る意見聴取」についてです。特定公共的施設とは公共的施設のうち一定の規模以上のもので、そのような施設を新築または増改築する場合はあらかじめ知事に協議をしてもらい必要なアドバイスをするという条例の制度がありますが、県が特定公共的施設を新設する場合に、障がいのある方、高齢者の方、子育て中の方などから意見をもらう機会を設けるというものでございます。25年度までの実績として、二戸警察署、やさわの園、災害復興公営住宅があり、26年度も行うこととしています。

「(2)公共的施設・建築物」の「19 特定公共的施設新築等の事前協議」については、これが直接、特定公共的施設を新築等する場合に基準の適合について助言を行うというものでございます。25年度の実績としては208件となっております。

「(3)交通機関等」の「23 バス運行対策費」については、バス事業者に低床バス購入についての補助を行っているものでございます。

「24 公共交通バリアフリー化設備等整備費補助」については、25年度実績としてJR一ノ関駅やJR平泉駅におけるエレベーター設置に対する補助を行っています。

「(4)道路」の「26 交通安全施設等整備事業」については、歩道の設置・拡幅・平坦化・段差解消、視覚障がい者誘導ブロック設置、無電柱化に取り組んでおり、25年度の実績として、歩道整備49カ所うち7カ所完了、平泉における無電柱化の継続実施となっております。

「(5)住宅」の「29 公営住宅建設事業」については、県営住宅改修の場合にユニバーサルデザイン化を図るもので、25年度もいくつかの団地で実施しており、高齢化仕様率は35.1%となっております。

「30 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助」については、市町村が在宅の要援護高齢者、重度身体障害者の住宅改修に必要な経費に対して補助する場合に県がその一部を補助するというもので、25年度の実績として補助対象件数238件となっており、主な改修内容はトイレや浴室の改修となっております。

「(6)観光地」の「31 国際観光推進事業費」については、25年度までの実績は受入体制整備施設数が累計13施設となっており、受入体制整備施設とは、スタッフに研修を受講してもらったり外国語表記がなされていることなどの観点から認定した施設であり、26年度は累計15施設を目標としています。

「33 平泉ユニバーサルデザイン観光推進事業」については、平泉ユニバーサルデザイン観光推進会議の開催やモニターツアー実施、観光ガイド兼介助ボランティア養成研修実施、シンポジウム開催等、多彩な取組を

行っている。

「36 ユニバーサルデザイン推進団体の支援」については、県北広域振興局（久慈）の取組で、障がい者観光サポーターがお互いに情報を共有し活動を作り上げることで、地域の住民に対して障がい者への理解を促進するものであります。

「(8) 商店街」の「38 地域貢献活動計画公表制度」については、特定大規模集客施設の設置者から地域貢献活動計画書及び実施状況報告書の提出を受けこれを公表するもので、地域貢献活動のひとつとして、ひとにやさしいまちづくりへの協力が位置付けられているものであり、25年度は30施設から提出があり、公表しているものであります。

「3 ものづくり」の「39 地方独立行政法人岩手県工業技術センター運営交付金」については、ユニバーサルデザイン製品に係る開発支援で、25年度までの取組状況として福祉食器シリーズ「てまる」の商品知名度向上及び新規顧客開拓等の支援をしており、「てまる」は福祉食器でありながらデザイン的にも程度が高いものということで開発し売り出しているものであります。これについては、平成22年度に知事表彰を行っております。

「4 情報・サービス」の「43 視聴覚障害者等コミュニケーション支援事業」については、25年度までの実績で、点訳奉仕員の養成研修で232名参加や、音訳奉仕委員等の養成研修で470名参加等、いわゆる情報支援員の方々の人材育成を行っているものであります。

「5 社会参加」の「51 認知症対策等総合支援事業」については、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して取組を行っており、25年度実績として、認知症介護実践者等養成研修で実践者研修292名、リーダー研修43名等の人材育成を図っている。

また、参考として、「55 国体・全国障害者スポーツ大会の開催に係る取組」として、競技会場となる施設のバリアフリー改修や、宿泊施設等に対するバリアフリー化、情報支援ボランティアの養成、選手団サポートボランティアの養成等に、今年度から集中的に取り組んでいるところであります。

(狩野会長)

ありがとうございました。資料の1について、ご質問やご意見はございますでしょうか。なければ次の議題である「ひとにやさしいまちづくり推進指針の見直し」について事務局から説明をお願いします。

(中村主任主査)

地域福祉課の中村でございます。ひとにやさしいまちづくり推進指針の見直しについて説明させていただきます。

最初に、資料2について説明します。資料2は見直し全般についての説明でございます。

まず、今回の見直しについては、ひとにやさしいまちづくり条例第9条に基づき策定している「施策の基本的な方向その他必要な事項に関する推進指針」である「ひとにやさしいまちづくり推進指針」について、今年度対象期間が満了することから、次期指針を策定するものでございます。なお、本指針は「県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例」における「基本計画等」となっており、見直しに当たっては県議会への報告、県議会の議決による承認を経ることとなっているもの。

これまでの経過についてですが、今回の推進指針見直しのため、「ひとにやさしいまちづくり推進指針改定検討委員会」を設置して、検討を進めてきたところです。構成は、狩野会長、大信田委員はじめ民間委員9名、県関係室課から行政委員11名となっており、資料にはないが、市町村からということで、宮古市の下澤委員、紫波町の鱒沢委員にも検討委員会に参加いただいております。開催状況は5月に委員会を設置し、6月に第1回、7月に第2回、9月に第3回を開催しました。

これまでの検討委員会における意見としては、資料2の3ページに記載しておりますが、ひとづくりに関しては、ユニバーサルデザインの普及啓発にもっと力を入れるべきということや、障がい者に関わることの「カッコよさ」や「いいイメージ」づくりのための情報発信という意見や、ユニバーサルデザイン教育にもっと推進すべきとか、人材育成についてももっと力を入れるべきというような意見がありました。

まちづくりに関しては、復興まちづくりにおけるユニバーサルデザイン導入の働きかけや、大震災を経験した県として災害時の要援護者対策を充実すべきや、「おねがいカード」の活用、避難所の環境整備やバリアフリー化などの意見をいただいております。また、公共的施設・建築物については、整備基準を超えた「さらに使いやすくなる」工夫など、公共交通機関については、高齢者・障がい者が利用しやすい公共交通機関の整備が必要であること、観光振興に関しては、外国人観光客への対応の充実、観光施設のバリアフリー化、障がい者等の観光客の受け入れ態勢の整備等についてご意見を頂きました。

情報・サービスについては、手話通訳や要約筆記、ガイドヘルパーの人数が少ないということや、だれでもできるようなことを示してはどうかということや、状態提供に関してはバリアフリーマップの充実などについて意見をいただいております。

また、社会参加については、全国障害者スポーツ大会を契機として社会参加を推進することや受け入れ態勢、取組の促進、国際化への対応として定住外国人の生活支援について意見をいただいた。

その他、推進主体の役割として、障がい当事者の参加・役割や自治会・自治組織の役割、市町村の窓口設置や取組促進を図るべきというような意見をいただいております。

このような意見を受けまして、資料3以降の素案を作成したところであります。

今後のスケジュールについては、パブリックコメントを12月から1月にかけて行い、1月下旬から2月上旬頃に第2回ひとにやさしいまちづくり推進協議会において最終案を協議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料3の見直し素案の概要についてですが、まず見直しの趣旨として、本県では、「すべての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の形成」を目指し、「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、条例に基づきひとにやさしいまちづくりに関する施策の基本的な方向その他必要な事項に関する推進指針として「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を策定し、各種施策を推進してきたこととあり、現行指針の主な内容は資料にあるとおりであります。また、「ユニバーサルデザインとは」、「ひとにやさしいまちづくりを取り巻く状況」、「推進上の主な課題」、「推進の基本的視点」、「具体的な推進方向」、「主要な指標」、「推進主体の役割」、「推進指針の見直しの時期」となっております。

これが平成21年3月に見直しを行ったものでありますが、その後この指針に基づいて施策を推進してきたところでありますが、平成23年3月には東日本大震災津波が発生し、被災地の復旧・復興が喫緊の課題となり、また人口減少や少子高齢化の進展、さらには平成28年に開催が予定されている国体・全国障害者スポーツ大会への対応など、ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況に変化が見られました。このような状況の変化に的確に対応していくために、今回、「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を見直すこととしました。なお、前回の見直しは平成19年の条例の全部改正を受け、改正条例の趣旨を踏まえた大幅な見直しが行われましたが、今回の見直しは主に上記のような諸状況の変化への対応を中心とした見直しとなっております。

見直しの視点及び新たな推進方向等についてですが、今回は下記の3つの視点により見直しを行い、新たな推進方向等を示しています。

ひとつ目が、東日本大震災津波の経験、対応を踏まえた見直しであり、新たな推進方向として、東日本大震災津波からの復興まちづくりにおけるユニバーサルデザインの導入の促進、防災ボランティアの育成や活動団体のネットワークづくりの推進、災害時の福祉避難所の指定や避難施設のユニバーサルデザイン化の促進、避難行動要支援者名簿の作成の促進や障がい者の災害対応マニュアルの普及の推進を盛り込んでおります。

ふたつ目が、国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした見直しであり、新たな推進方向として、国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした、点訳、朗読、手話、要約筆記などの障がい者を支援するボランティア活動の促進や人材育成の推進、競技会場や宿泊施設、観光施設のユニバーサルデザイン化の促進、様々な活動への高齢者や障がい者などの当事者参加の促進や、受け入れる側の意識の向上を盛り込んでおります。

三つ目が、その他、状況の変化等による見直しであり、新たな推進方向として、高齢者や障がい者に関わることへの理解やイメージアップを図る取組や、ひとにやさしいまちづくりに対する意識の向上・醸成を図る取組、高齢者や障がい者の観光客の受入れ体制整備などユニバーサルデザイン観光に係る検討、平泉の世界遺産登録などにより見込まれる外国人観光客の増加への対応を盛り込んでいるほか、推進主体については、「県民」に高齢者や障がい者の当事者の役割を追加、「民間団体等」に自治会・自治組織を追加し、また、見直しの時期については、東日本大震災津波からの復興状況等を勘案し平成31年度を目途に見直しを行うこととしております。これは県の復興計画が平成30年度までとなっていることから、復興状況等を踏まえて平成31年度を目途に見直しを行うというものであります。

3ページの見直しの主な内容ですが、全体構成として左側が現行、右側が見直し案となっており、「ユニバーサルデザインとは」については一部見直し、「指針策定の趣旨」については修正なし、「推進指針の見直しに係る諸状況・背景」については、タイトル・項目を変更しております。「推進上の主な課題」については一部見直し、「推進の基本的視点」は修正なし、「具体的な推進方向」は一部見直ししております。「主要な指標」については、施策の実施状況を踏まえて、総合計画等の各分野において設定した目標を管理して本推進協議会に報告・協議のうえ改善を行うということにしており、指標については見直ししております。「推進主体の役割」については、一部見直しを行い、「推進指針の見直しの時期」については平成31年度を目途に見直しを行うというこ

とにしております。

資料3の4ページ以降が個々の見直しの概要で、資料4は見直しの大まかな流れを図示したものであり、今回の見直しの内容を示しております。資料6が新旧対照となっております。

資料3の4ページから説明します。まず「1 ユニバーサルデザインとは」を一部見直ししてありまして、ここは県民の理解を促進する趣旨から、推進指針の冒頭において、ひとにやさしいまちづくりの基本となる考え方である「ユニバーサルデザイン」に関し、目的、趣旨、内容、進め方等について、分かりやすく説明するもので、今回の見直しにおいては、「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の考え方に係る説明を追加したものでございます。資料6の3ページの上の方の下線を引いている部分です。

「2 推進指針策定の趣旨」については修正はなしで、推進指針の位置付けを明記するものであり、①県がひとにやさしいまちづくり施策を総合的に推進するための「行動指針」であること、②県民、事業者、民間団体、市町村が、県と共通の認識の下、連携、協働しながらひとにやさしいまちづくりに取り組むための「ガイドライン」であること、というものでございます。

「3 推進指針の見直しに係る諸状況・背景」については一部見直ししており、「ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況」として、人口減少と少子・高齢化の進展、障がい者の状況、国際化の進展を示すとともに、今回、東日本大震災津波の発生、国体・全国障害者スポーツ大会の開催、県民の意識について追加したものであり、また、これまでの推進活動の状況を示しています。また、見直しを行う主な背景として、公共的施設の整備基準適合促進、ユニバーサルデザインの考え方の県民への浸透の促進、法律や諸計画との整合確保、様々な行政分野へのユニバーサルデザインの考え方の積極的導入、多様な人々の意見把握・反映の仕組みづくり、予測を上回って進行する高齢化への対応の必要性について示すとともに、今回、東日本大震災津波の被災地における地域課題などへの対応や、国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした取組推進について追加したものでございます。

「4 推進上の主な課題」については一部見直しをしており、一般的な課題として人口減少・少子高齢化の進展、障がい者の状況、国際化の進展への対応の必要性について示しており、ひとづくりの課題として、あらゆる機会・方法による意識啓発の計画的実施、県民が生涯を通じて自ら学ぶ機会の充実、率先して取り組む人材・組織の育成の必要性について示すとともに、今回、東日本大震災津波の経験を踏まえた防災ボランティアのネットワークづくりや、国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした障がい者支援などのボランティア活動の必要性について追加しております。まちづくりの課題として、多様な人々のニーズに対応していくために、できるだけ多様な人々の意見を把握し、反映させていくための仕組みづくりや、安全で円滑な移動の確保の重要性を踏まえ、交通機関、道路等の整備促進の必要性を示すとともに、今回、東日本大震災津波の被災地の復興まちづくりにおけるユニバーサルデザインの考え方を取り入れることや、大震災の経験を踏まえ、災害発生時の高齢者、障がい者等の良好な避難環境を確保するため、災害時の避難施設のユニバーサルデザイン化や避難環境の改善、また、国体・全国障害者スポーツ大会の開催に備えるためのハード・ソフトの対応の必要性を追加しております。ものづくりの課題については修正はありませんが、ひとにやさしいまちづくりが、生活のあらゆる場面で連続することの重要性を踏まえ、日常生活に関わる様々な「ものづくり」についても、利用者ニーズを踏まえたユニバーサルデザイン化の促進が必要であることを示しています。情報・サービスの課題として、できるだけ複数の方法により、また、複数の知覚に訴える情報提供の促進の必要性について示すとともに、今回、災害発生時等の緊急時の高齢者、障がい者等の方々に対する情報提供方法の確立や的確な避難支援の必要性を追加しております。社会参加の課題として、各種のイベント、集会等への円滑な参加の確保が、社会参加促進を図る上で重要であることを踏まえ、多様な方々が参加しやすいイベント等の開催、運営の促進の必要性を示すとともに、今回、国体・全国障害者スポーツ大会を契機として高齢者や障がい者の社会参加への理解を進める必要性を追加しております。

「5 推進の基本的視点」については修正はなしで、4つの視点を示しており、①多様な利用者の参画促進、②取組の発展的推進、③さりげないデザインへの配慮、④柔軟な取組というものでございます。

「6 具体的な推進方向」については一部見直ししており、資料6の新旧対照の11ページ以降となっております。見直し前の「主要な指標」については、「(6) 具体的な推進方向の進捗管理」として項目を追加し、具体的な推進方向の進捗については、主要な指標の推移とともに関係する施策の実施状況を把握し、ひとにやさしいまちづくり推進協議会に報告・協議のうえ、施策の改善・見直しを継続的に行うこととしております。

「7 推進主体の役割」については、「県民に期待される役割」に、高齢者や障がい者などの当事者の方にも可能な範囲で積極的に活動に参加することについて新たに盛り込み、また、「民間団体」に、自治会・自治組織を推進主体に追加しております。また、県の役割、市町村の役割についても一部修正を行っております。

「8 推進指針の見直し時期」については、国体・全国障害者スポーツ大会の終了や東日本大震災津波から

の復興の状況等を勘案し、平成31年度を目途に見直しを行うほか、社会情勢の変化や、ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況の動向に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行うものとしております。

以上が見直しの概要でございます。

(狩野会長)

検討委員会において出された意見をまとめて、今回素案が示されたものでありますが、意見等がありますか。

(及川委員)

障害者権利条約の批准や、県の「共に学び共に生きる岩手県づくり条例」制定、2016年には障害者差別解消法が施行されるなどの動きがあるが、これらについての啓発をこの指針の中でできないものかと思うがどうか。全般的には文脈でそれらしいものはあるが、きちんと指針の中に盛り込んでいただけないものか。

(千田総括課長)

ひとにやさしいまちづくりも、「共に生きる岩手県づくり条例」についても、共に生きるという基本となる考え方は通底しているが、改定検討委員会でも意見が出たものであるが、直接この推進指針に「ひとにやさしいまちづくり」という形で県が取り組む方向性として具体的に盛り込んでいくという意見はなかった関係で、今回の素案では委員がおっしゃる形での具体的な記載はないところである。委員から具体的にこういうものかというものがあれば検討の余地はあるかもしれないが、現段階の案では意見がなかったというところでは。

(及川委員)

国が批准した条約や障害者差別解消法については上位の法令であるからいいと思うが、合理的配慮については、どこかで県民、行政、民間も含めて啓発していただきたいと思います。

(千田総括課長)

共に生きるということで、様々な方、障がい者も高齢者も子育て中の方もそういった方々への配慮については既に盛り込まれているので、条例に基づく啓発を追加することは可能だと思うので、その方向で検討させていただきます。

(川村委員)

見直しの中に災害時の福祉避難所があるが、各市町村で行っている福祉避難所の指定・協定締結の対象が介護施設等が非常に多いため、この推進協議会の委員に介護施設関係者を入れてはどうか。

(千田総括課長)

今回の委員や改定検討委員会にも、直接復興まちづくりに携わっている方ではないが市町村の方にも入っていただき、取組状況を教えていただいたりしています。

(川村委員)

協定済の福祉避難所2、3か所の方と話をしたが、なかなか市町村と施設の考え方が違っているように感じたとところで、有効に福祉避難所が運営できるように福祉避難所の理解を深めてもらうためにも、このような協議会の中に介護施設の団体の方々に入ってもらった方がよりの確な意見が聞けるのではないかと思ったところでもあります。

(千田総括課長)

この推進協議会は県の条例で設置されており、委員の定数等も決まっているところです。福祉避難所の各市町村における指定・協定締結については、この推進協議会とは別に、地域福祉課で今年度は10か所で市町村担当者への働きかけなどを行う研修会を開催することとしています。昨年度末で18市町村で福祉避難所が指定されていないが、今年度は8市町村は何とかできそうであるということで、特に大船渡市や陸前高田市といった沿岸被災地でもできそうな方向になってきているので、我々としてはさらに働きかけを強めていきたいと考えているところです。この推進協議会には、委員とは別に必要とときに関係者を呼んで情報をいただくこともあり得ると思うが、委員としてこのメンバーの他にさらにというとなかなか難しい面があるのではないかと思いますので、今後の課題として受け止めさせていただきます。

(川村委員)

ぜひ福祉避難所を受ける側の理解力を深めていただくように、各市町村の担当者が動いていただければ、福祉避難所がより明確に分かるかと思しますので、今後ともよろしくお願ひします。

(千田総括課長)

今後、そのような形で取り組ませていただきます。

(小笠原委員)

前回の協議会ではJRさんやバス協会さんが欠席だったので発言しなかったのですが、矢幅駅は新しく作り直してエレベーターやエスカレーターが付いているが、車いすの方が矢幅駅を利用する際には、事前に連絡が入っているためかJR職員が時間になると世話をしたり、ワンステップの場合は介助者が乗車の手伝いをしています。全部の駅を改修してエレベーターやエスカレーターを付けるというのは無理だと思うが、駅に来て駐車場が少ないのが問題だと思う。矢幅駅は西口に町営の駐車場があるが、半分以上は月極めになっており、有料で駐車したいと思っても満車で入れないということが多いため、盛岡まで自分で運転して行ける人だけではないので、せつかく矢幅駅のようなエレベーターやエスカレーターのある駅を使って公共交通機関を使って出かけた人のための駐車場は少ないため、どこかで駐車場の問題を話し合ってもらいたいと思います。

また、盛岡でバスに乗っていて、車いす乗車可能のマークが付いているのを見ると、ひとにやさしいまちづくりが進んでいると感じる。やはり自分たちが目に見えるようなことがあれば、ひとにやさしいまちづくりに希望が持てると思います。

(千田総括課長)

駐車場が足りないというお話であったが。

(小笠原委員)

駅西口には車いす駐車場はあるが、そこは長時間駐車するためのものではなく、一時的な乗降用であり、ひとにやさしい駐車場のような場所の確保ということを言いたいのです。

(千田総括課長)

広い意味で、ひとにやさしい駐車場利用証制度、パーキングパーミット制度を、上手く矢幅駅の駐車場などでもそのような機能を持たせた駐車スペースを確保できれば、いくらかでもそのようなニーズに対応できるのではないかと思いますので、ひとにやさしい駐車場利用証制度をさらに進めることに取り組んでいきたいと思ひます。

(小笠原委員)

これから医大が来るとかいう前に、普通の人たちが車いすで公共交通機関を使って出かけられるような形で整備されてほしいと思ひます。

(千田総括課長)

ご意見として承ります。

(狩野会長)

駐車場が難しいのは、JRと駅前広場は市町村がやるので、その連携が上手くいかないといけないというのがあると思ひます。

(竹田委員)

前回は道路の関係で発言させていただいたが、今回も道路の関係で発言したいと思ひますが、警察の方は今回も出席していないのですね。盛岡駅長田町線を盛んに工事しているが、学校周辺の道路や交通弱者、子供、高齢者の方について考えて欲しいと思ひます。本宮方面の道路は立派になっているが、旧市街の道路は狭いゆえに交通量が多いため危険である。両側をグリーンベルトにすると徐行マークを付けるなどしないと、子供が飛び出したりして危険である。事故が起きてからでは遅いので、車優先ではなく子供たちが安心して歩ける空間を

作ってあげたいと思います。

また、駅前ビルの前など、自転車が多く駐輪されており、警察の車もたまに見るが、停めてはいけませんといってもその時にはどこかに行っているのどうしようもない。視覚障がい者が杖をついて歩いていて、健常者であればよけることもできるが、点字ブロックのところ自転車が停めてあって、危ないなと思ったことが何度かあったので、警察でもっと見回りをするとか、商店街のお店で対応するなどして欲しいと思います。誰しも体が弱っていくし、高齢になれば事故を起こしやすくなるかもしれないので、弱い立場の方を考えたまちづくりが大事であると思う。安心して街に出かけられる社会づくりが、このひとにやさしいまちづくりの基本なのではないかと思っています。

(千田総括課長)

学校周辺の道路については、県でいえば県土整備部で歩道の整備、拡幅、段差解消、視覚障がい者用の誘導ブロックの設置や、無電柱化というような取組を、全体から見ると少しずつということになるが、進めているところであります。今回は担当の道路環境課は業務都合により欠席しているの、趣旨を伝えることにします。駅前の歩道の自転車については、点字ブロックなどのハードができていてもそのことがきちんと理解されていないと、せっかく整備してもその上に自転車が置かれるなどして意味をなさないということで、いかに意識啓発が大切かということが、改定検討委員会でも意見があったところです。指針には意識啓発について様々入っておりますが、点字ブロックをふさがないというような具体的な個別の取組をいかに県民の方々に理解していただくかという観点で、実際の施策の展開に当たりましては参考させていただき、そのような社会の実現を目指して取り組んでいきたいと思っています。大変ありがとうございます。

(阿部委員)

平成26年度取組でも、県内各地でマップづくりが行われているとのことで非常にいいことであるが、作ったマップがどこにどういうものがあるかを一覧で見られるような情報発信も必要ではないかと思っています。当然紙で配るという方法も有用であるが、そういったものを二次利用という形でPDFのように電子化して、ユニバーサルデザイン電子マップのサイトからリンクさせるとか、収集したデータをユニバーサルデザイン電子マップの更新やそれ以外にも二次的に利用するなど、マップづくりで得られた情報の二次的利用を検討してもいいのではないかと思う。次の5年間の指針を検討しているということであるが、総務省が2020年を目途に公共データのオープンデータ化を推進することにしており、ニーズがあるのが福祉のこのような地図情報であるので、そのような検討を始めたほうがいいと思います。

(千田総括課長)

ありがとうございます。県では、いわてユニバーサルデザイン電子マップという形でホームページで地図情報を提供しているが、そこと他の新たな地図情報を上手くリンクさせる方法を検討させていただければと思います。ただ、いわてユニバーサルデザイン電子マップはいわてデジタルマップという庁内の統合型の地理情報システムを使っており、若干の制限もあると思うが、検討していきたいと思っています。

(岡委員)

推進指針の見直しで、東日本大震災の関連のひとづくりとしての防災ボランティアの育成があるが、それに関して推進主体の役割で自治会・自治組織を追加し、こういう方々が役割を担うという点で防災ボランティアのネットワークに関わると思うが、この中に自主防災組織という住民組織も含まれるかどうかをお聞きしたい。

また、指針の具体的な取組として、防災ボランティアの育成は具体的にどんな取組を想定して、今後そのような人たちを増やして防災意識を高めるのかをお聞きしたい。

(千田総括課長)

防災ボランティアの直接的なネットワーク等で主体的に取り組んでいるのは市町村と社会福祉協議会・ボランティアセンターであるが、現に東日本大震災の経験からボランティア活動をして現在も継続しているNPO等が多くあり、まずは行政と社会福祉協議会とNPOといった力のある団体をネットワーク化して、次の災害が起こる前に日頃から顔の見える関係を作っておき体制を固めておこうというものを第一陣としてやっている。そこに市町村、社会福祉協議会のボランティアの中に自治会・自治組織等が絡んでくるので、そこにそれぞれの地域のネットワークの中に入ってもらうことが考えられると思うが、県レベルでは細かい自治会等に入ってもらいたいところまではいってないものであります。

(岡委員)

地域防災コーディネーターや、県によっては防災指導員というような肩書きを付けて研修を受けた人たちが地域に入って防災活動を日頃からやって住民の方々の防災意識を高めるというような活動をやっているところもあるので、このようなことも取組に入れて欲しいと思います。具体的にもっと言えば、宮古市では職員が防災士の資格をとって、防災活動に活かそうという取組をここ2年くらい行っており、そういう取組が場所によってはあるので、そのような取組を普及させることによって防災のプロフェッショナルのような、社協は行政的な色合いが強くて、地元のNPOが活動を専門的にやっていくのは限界があり、大きいNPOだと期限を決めて次のところに行ってしまうということがあり、県民・住民に対しての防災意識を動機づけする何かがあって欲しいので、そういった制度の活用もあり得るのではないかと。

(千田総括課長)

かなり地域に根差した形での活動レベルということであれば、当然、そのような地域のサポーター的な方々の力を借りて、まさにこの指針などの考え方に通じるものかと思います。

(岡委員)

宮城県では指導員というような制度を作って県民に広めるということもやっているのですが、そのようなことも参考に具体的な取組の中に入れてもいいのかなと思います。

(千田総括課長)

防災ボランティアのネットワーク会議が地域福祉課の所管で設けており、ちょうどそれに関して前向きな提言として受け止めさせていただきたいと思います。

(長野委員)

大震災を経験して、少子高齢化などの変化などを踏まえて、この時期に推進指針を見直すのはとてもいいと思います。推進主体の役割を見直すということであるが、現行の指針にも推進主体の役割が書かれており、これがすごく大事なことだと思います。ひとにやさしいまちづくりをやるのは県民の皆さんであり、事業所それぞれであり、そして民間団体も入るし女性の方もやりましょうということ、きちんと明確にさせていただきたいです。自分はどこに入るのか、県民であるし事業者でもあるしというようなことを。また、自治会・自治組織を推進主体に追加したことについては、子育て支援サポーターなど認知症のサポーターなど行政で作っているものもあるし、そういうみんなが関わっているんだよということもきちんと明確にして広報して欲しいと思う。今回出席するに当たり、県のホームページからひとにやさしいまちづくりのところに行くにはどうすればいいか探したが、なかなか行きつかなかったのでもう少し分かりやすくして、発信してもらいたいです。

(千田総括課長)

推進主体に関しては、まさに委員がおっしゃるとおりで、子育てサポーターというような方々を強いて分けるとすれば、事業所としてやっている方や、民間的な立場、住民の活動的にやっている方もいると思うので、そこに含まれるのかなと思います。主体については、今回、高齢者、障がい者の当事者の方々も積極的に関わるといふ記載もあり、ここについてはPRさせていただきます。また、ホームページの探しにくいということについては、県のホームページがあまりにも間口が広く、入りにくいということはそのとおりであり、いかに入りやすく、PRしやすいシステムにするかということは課題だと思いますので、改善に向けて努めたいと思います。

(岸根委員)

ひとにやさしいまちづくり条例が岩手にあるんだよ、自分たちの県がひとにやさしいまちづくりを目指している県なんだよということもみんなが認識して、駐車場や商店、道路、建物といったことに、ひとにやさしいまちづくりの方向性を目指して協力してくださっている事業者や県民の方に、目に見える形でアピールできるということで、そのような施設に協力している方に、これは「ひとにやさしいまちづくり条例」によるものですよというものを、文字であったり何らかの形で見えてくる表現の仕方があったらいいなと思います。自分たちは建築関係でやっているが、建物を建てる時やユニバーサルデザイン化するときに、県の補助金とかももらって進めているが、これの基となるものは「ひとにやさしいまちづくり条例」から出てきているもので

すとか、駐車場利用証を出すときにも条例によるものですよというようなことをアピールすると、みんなが自分たちも一緒にこのようなことに携わっているのだなということが目に見えた形で認識できていくし、県民みんなと一緒にやってみようということにつながっていくのではないかと思います。

(千田総括課長)

ありがとうございます。検討委員会でも意識啓発が大事だという意見が多くあり、ハード面では建物や道路も改善されてきているところであるが、それらがひとにやさしいまちづくりという考え方で県も推進していて、その成果としてこのようになっているということも発信していったほうが良いという意見もあり、まさにひとにやさしいまちづくりという考え方で併せてハードの推進もご理解いただくように進めて行ければと考えています。

(ランプアップいわて・千葉理事)

岸根委員がおっしゃったように、推進指針の見える化とかこういうものがあるということをお県民や民間団体がきちんと分かって、今回自分たちがこの指針に沿って動くというように能動的に動けるようにしていくため、指針をどう使うかということ、使い物になるようにということが大事なので、第2回推進会議で議論できればいいのではないかと思います。

ひとにやさしいまちづくりとか、ひとにやさしい県ということを出すと、人口が130万人いるのが30年後は88万人になるという話もあり、交流人口の拡大が大事になってくるということが見えているのであれば、あの岩手に行けば、車いすでもおいしいものが食べられる、三陸に行けば海の幸が食べられる、三陸鉄道に乗れるというようなことを、健常者が一人で行くよりも、もう一人パートナーとして車いすの仲間と行くとすれば、食堂にしても旅館にしても2倍の経済効果があり、一組2人で行ったら2倍であるが、それがもっと多くなればその効果は計り知れないのではないかといつも代表理事の松嶺と話しているところです。

松嶺は車いすを利用しているが、ツールとしては県産材を使った携帯型スロープを持ち歩き、それを使えば電車に乗る時も駅員さんを待たずにスムーズに行けるとか、関東に旅行に行ったときもそれを使った経験があるので、支える側も気持ちいいし出かける側も気持ちいい。なおかつデザイン性を高めたものを使っているので、電車の中で見られたときにこれは何の作品なんだろうかという注意を惹き、実際に使ったときにスロープだったんだということがあり、いろいろな見せ方があると思います。

改定検討委員会での「カッコいい」というような意見があるが、今までは「大変だから何とかしなければならぬ」という入り方だったが、そうではなくて、障がいがあることを有利にという語弊があるかもしれないが、発信の土台に立って誇らしい気持ちで動いて、それを岩手県から発信することで、カッコいい、誇らしい形の福祉先進県、観光先進県にもなって、来てくれる人も増えるのではないかと思います。そういう提案型で推進指針というものをどう当事者として活用できるのかを考えていきたいと思っています。

(千田総括課長)

指針の改訂後を見据えた前向きのご意見をいただきました。指針そのものは県の施策の方向性を取りまとめているので、具体性に欠ける面があるので、さらにその後については、ランプアップ、障がい者に関わることのイメージアップ、カッコよさをいかに伝えるかというようなことについてもご意見を頂戴していければと思います。

(大信田委員)

一番大事だなと思うのは、国体・障がい者スポーツ大会に係ることである。ひとにやさしいまちづくり条例を制定している岩手県が行う大会なので、障がいのある人たちが岩手に来て、不便を感じないような岩手でプレイをしていただきたいと思っています。今回、推進協議会に加わった岩手県障がい者社会参加推進センターの三浦委員から、大会に向けてどのようなビジョンを考えているのかを教えたいだけとありがたい。ぜひ、積極的にこれに取り組んでいただいて、成功させてほしいと思います。

また、今回、バス協会からも出席いただいており、いつも自分からお願いしていることであるが、交通問題として、車いす利用者が京都や大阪、東京など都市部に行って帰ってきたときに一番困るのが、バスの便である。今まで岩手県でバスに乗ったことは1度しかない。それは理由があり、A地点からB地点まで行くのであればスロープ付きバスを選んで乗ればよいのであるが、B地点からC地点まではスロープ付きかどうか分からないので、結局はバスを使えないということになる。今の居住地から勤務地まで、バスが使えればバスで駅まで行って電車を使って通勤しようと思うが、それができない状況である。それで、県内のスロープ付きバス

の導入率はどのようになっているのか。5、6年前は19%位だったと思うが、ぜひこれを促進していただきたいと思います。

また、補助犬を2頭育成していると思うが、障がい者スポーツ大会に向けて頭数を増やして視覚障がい者の方にお使いいただくという計画があるのかお聞きしたい。

(三浦委員)

国体・全国障害者スポーツ大会について、我々は障がい者スポーツ協会的な立場なので、どちらかというところではバリアフリー化ということではなく、選手の育成強化を主に行う立場であります。もちろん、全国からいらっしゃる障がい者の方々が不便なく岩手に来てよかったと言ってもらえたらうれしいことであり、岩手の障がい者と全国の方々との交流を深める機会にしたいと思っています。また、選手強化を通じて地域にいる障がい者の方々、選手にはなかなかないであろう方々もたくさんいらっしゃるが、障がい者スポーツを楽しむ機会があるということを県民の皆様にご存知いただき、地域におけるスポーツ参加の環境整備につながっていくような取組も併せてやっていきたいと考えています。

(地域振興室・佐々木交通課長)

県内の乗合バスの低床化率について、国が取りまとめる数字であるが、現在県で把握している数字は平成24年度末で、岩手県交通は24%ほど、岩手県北バスが29%ほどとなっています。先の説明にあったが、毎年度バス事業者に対する低床バス導入支援補助を行っており、平成25年度は16台であるが、全体から見るとまだまだ少ないと思われると思うが、バス事業者の経営上の判断によるバスの更新があったうえでの補助であることをご理解いただきたい。県としては、事業者として更新するものについては、国の補助と合わせて支援を続けているという状況です。

(障がい保健福祉課・鈴木参事)

補助犬についてであるが、盲導犬、介助犬、聴導犬の3種類があり、今年10月現在で、盲導犬13頭、介助犬5頭、計18頭が活躍しております。毎年、2頭分ずつ、1頭約150万円、2頭で約300万円の予算を確保しており、ここ数年は2頭分ずつで推移しており、国体・全国障害者スポーツ大会のために特に要望があるわけではないので今年度も通常どおり2頭を育成予定であります。

(狩野会長)

予定していた時間が近づいてきましたので、推進指針についてはここまでにしたいと思います。今回出された推進指針に係る意見については、事務局において取りまとめて今後の手続きを進めるということですのでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(狩野会長)

どうもありがとうございました。続きまして(3)その他として委員の皆さんから何かありますか。なければ議事については終わりとさせていただきます。ご協力ありがとうございました。それでは事務局の方にお返ししたいと思います。

6 その他

(滝山担当課長)

狩野会長、大変ありがとうございました。それでは議事以外のその他として、委員の皆様から何かございますか。

(鈴木次三委員)

岩手県は観光地かどうか分からないが、島根県に行った際に、島根県はどちらかというところでは観光地であると思った。平泉に行って毛越寺に行ってそこから帰ってくる間に土産物店も何もない。毛越寺からの道路沿いに土産物店があると障がい者と一緒に行ったときに、土産物を買えるなら買ってみたいと思うわけである。島根県の出雲大社などでは沿道に新しい土産物店がずらっと並んでいるが、県内で大きな観光地である平泉でさえ

ないので、そのようなことも考えていただきたいと思います。地元の奥州市長にその話をしたら管轄でないから分からないと言われたので、県として、これから大きな大会もあるので、観光地の土産物店も必要ではないかと思っています。

まちづくりなど、少子高齢化の時代で、いろいろな構想を出しているが、やはり人がいて人が住んで初めてこのようなことが成り立つのだと思うので、県としてもなるべく人が集まる県、地域を作っていただきたいと思います。

(観光課・菊池主幹)

ご提案ありがとうございます。観光地については、様々なタイプがあると思います。土産物がたくさんあるところや、あるいは歴史、文化に裏打ちされた雰囲気を持っているところなどもあり、一律な形にはなかなかならないと思いますが、そのような意見もあるということも地元へ伝えながら、岩手県に来ていただいた方が本県に魅力を堪能して帰っていただくということで、いろいろと準備を進めていきたいと思っています。

(滝山担当課長)

ご意見として受け止めさせていただきます。他になければ事務局から連絡事項です。

(中村主任主査)

先程も説明しましたが、今後の流れについてですが、推進指針につきましては、今回の頂いた意見を踏まえ修正を行い、庁内で合意を得たうえで、12月県議会に報告議案を提案し、パブリックコメントを経て、1月下旬から2月上旬頃に第2回推進協議会を開催させていただき、最終案を協議させていただき、その後2月議会に変更議案を出させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

5 閉会

(滝山担当課長)

本日は長時間に渡りご審議をいただきまして誠にありがとうございました。これを持ちまして、今年度第1回岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会を閉会と致します。ありがとうございました。